

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」 等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
株式、ストック・オプション	株式等
新規株式公開	IPO

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●開示府令	
	▼第9条第9号	
1	<p>本改正では、株式等を付与された者が使用人(退任・退職者を含む。)である場合には、使用人に付与された株式等の全体数の開示を求めつつ、氏名・住所の記載を不要とするとされているが、使用人とそれ以外の一般の個人株主で取扱いを変えた理由は何か。</p>	<p>本改正は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版」(2023年6月16日閣議決定)において、IPO時に提出される有価証券届出書においてストック・オプションの保有者の氏名・住所等が記載されること、このような個人情報の取扱いの見直しを行う旨が提言されたことを踏まえたものです。</p> <p>平成元年の企業内容開示省令の改正により、IPO時に提出される有価証券届出書においては、過去の事件を踏まえ、上場前の不明朗な取引を牽制する観点から、上場前2年間に発行された株式等の全取得者の氏名や住所等の開示が求められていました。これを、本改正では、株式等を付与された者が使用人(退任・退職者を含む。以下同じ)である場合には、使用人に対し、その労働の対価として株式等を付与する場合には、付与対象者や付与の目的が明確であることから基本的には不明朗な取引ではないと考えられることや、プライバシー保護の観点を踏まえ、使用人に付与された株式等の全体数の開示は求めつつ、氏名・住所の記載を不要としています。</p>
2	<p>本改正に賛成する。 目論見書に記載される株数は、従業員の入社</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>時期、上場までの増資状況や付与授権枠の変化、従業員の入社前の報酬水準、従業員数の増減等多くの要因に左右された結果であり、完全にフェアなものではなく、当該従業員の個人情報が公開されることにより組織内に不要な争いを招いている。例えば、上場時の発行株式数の1%を超えない割合で発行会社株式を保有する、発行会社の従業員の個人情報については、発行会社の株主から見ても重要性は大きくないと考えられる。このような観点から、本改正は、組織が直面する争いを避ける規制緩和として、有用であると考えられる。</p>	
3	<p>大量保有報告書を提出する義務があるような個人や、大株主に該当するような個人は、氏名及び市区町村までの住所を開示すべきである。</p>	<p>ご指摘の通り、本改正では、会社の役員又は使用人であっても、大量保有報告書提出義務がある場合又は所有株式数上位10名に含まれる場合には、IPO時に提出される有価証券届出書において、引き続き、氏名と(市区町村までの)住所の開示を求めています。</p>
4	<p>本改正案では、発行会社の役員と使用人について、その地位のみをもって個人情報に関する開示を分けることとしているが、発行会社の経営上、質的に重要な職位にいる使用人を「重要な使用人」として位置づけ、当該「重要な使用人」について、役員と同様に開示させることを要望する。</p> <p>そして、「重要な使用人」には、IPO時に提出される有価証券届出書内で株式・ストックオプション以外の箇所で名前の記載がある使用人や、発行会社が自社ホームページにおいて「経営陣」などと、経営上重要性が高い人員として名前を記載している者が含まれるとして、役員と同様に、氏名を開示させることが適当ではないかと考える。</p> <p>「重要な使用人」かどうかという基準の設定が困難である場合には、現状の改正案では所有株式数上位10名の個人株主について氏名及び住所の開示を求めているところ、開示の対象を所有株式数上位30名までに拡大することを要望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の「重要な使用人」を「役員」と同様に位置づけることについては、各企業の事業内容は様々である中で「重要」性について明確な基準を設けることが可能かどうかや、個人のプライバシー保護、各企業における負担といった観点を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えられます。また、所有株式数上位10名の個人株主を上位30名まで拡大することについても、有価証券報告書における「大株主の状況」の項目では、所有株式数上位10名の氏名・(市区町村までの)住所の記載が求められていることを踏まえ、慎重に検討する必要があると考えられます。</p>
5	<p>本改正後も、引き続き氏名・住所の記載が求められる大量保有報告義務者について、会社がIPOを行う場合には、当該義務の有無について、</p>	<p>大量保有報告義務について、金商法27条の23第1項では「株券・・・で金融商品取引所に上場されているもの」と規定されていることを踏ま</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>上場日時点(募集・売出し実施後)の株式数で判定がなされると考えられる。そのため、IPOに係る有価証券届出書の提出時点(上場承認日)では、募集・売出しの予定を考慮して大量保有報告義務が生じる「予定」かどうかを判定することになるが、本改正案のうち、開示府令第2号様式記載上の注意(24)cについて、大量保有報告義務が生じる予定の者である旨を明記してはどうか。</p>	<p>えると、IPOに係る株券の場合は、上場日時点で、当該義務の有無を判定することが必要になります。そのため、IPOに係る有価証券届出書の提出時点(上場承認日)では、予定される募集株式数・売出株式数を踏まえ、上場日時点で大量保有報告義務が生じる予定かどうかを判定することとなります。</p> <p>以上の観点を踏まえ、上場日時点で大量保有報告義務が生じる予定かどうかを判定する必要があることが明確となるよう、開示府令第2号の四様式記載上の注意(24)cの文言を修正しました。</p>
6	<p>IPOに係る有価証券届出書の提出日時点では大量保有報告義務が生じる「予定」はないと判定された者について、その後の募集・売出株式数の変更(例えば、仮条件決定時の株式数の減少や、公開価格決定時の売出株式数の変更が考えられる。)により、当該義務が生じる「予定」があるという判定に変わる可能性もあると考えられる。このような判定の変更が生じた場合であっても、当初届出書提出日時点の募集・売出株式数を考慮して、当初届出書において当該義務が生じる「予定」の者の氏名・住所を記載していれば、判定の変更が生じた時点で当初届出書を訂正する義務は生じず、当初届出書の効力発生に対する影響はないということによいか。</p>	<p>ご指摘のような判定の変更により、上場後に大量保有報告義務が生じる「予定」の者が増えた場合には、「重要な事項の変更」(金商法7条1項前段)に該当すると考えられることを踏まえると、当該判定の変更が生じた際に、当初に提出された有価証券届出書の該当事項を訂正する義務が生じると考えられます。</p> <p>もともと、このような訂正は、当該判定の変更の起因となった募集・売出株式数の変更に係る訂正届出書において、募集・売出株式数の変更とあわせて行うことで足りると考えられます。この場合において、例えば、当該判定の変更の起因となった株式数の変更が、仮条件の範囲外の一定の範囲で売出株式数を変更するものであるときには、上場後に大量保有報告義務が生じる「予定」の者を追記するための訂正は、当該売出株式数の変更と一体の訂正として、開示ガイドライン8-4ロ②により、当該訂正届出書の提出日又はその翌日にその届出の効力を生じさせることができると考えられます。</p>
7	<p>本改正では、「大株主等(所有株式数の多い順に10番目以内となる株主又は…大量保有報告書を提出すべき者をいう。…)を除く」と規定されているが、「所有株式数の多い順」を判定する時点はどこか。開示ガイドライン5-37では、「…「特別利害関係者等」であるか否かは、株式等の移動時において判定するものとする。」と規定されていることを踏まえると、株式等の移動時点で判定されることになり、その結果、株式等の移動時点で所有株式数の多い順に10番目以内となる株主、又は(有価証券届出書の提出日時</p>	<p>有価証券届出書においては、基本的に届出書提出日時点の情報を開示することが必要です。そのため、「大株主等」に該当するかどうかは、株式等の移動時点ではなく、届出書提出日時点で判断していただければ足りると考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>点で)大量保有報告書の提出義務が生じる予定の者を除いた個人株主について、本改正の対象になるということによいか。</p>	
8	<p>本改正のうち、開示府令第二号の四様式記載上の注意(24)cで新たに規定された「大株主等」は、同記載上の注意(25)「第三者割当等の概況」や、(26)「株主の状況」に係る改正でも同様に規定されている。この点、(25)及び(26)における「大株主等」について、「所有株式数の多い順」を判定する時点は、(25)が第三者割当等による株式等の発行の時点、(26)は届出書提出日時点ということによいか。</p>	<p>開示府令第二号の四様式記載上の注意(25)及び(26)に規定する「大株主等」に該当するかどうかは、いずれも有価証券届出書の提出日時点で判断していただければ足りると考えられます。</p>
9	<p>有価証券届出書の様式について、法人番号の記載を行わせるようにすべきと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>